

扶養認定後の流れについて

健保組合で扶養認定されてから医療機関等の受診までの流れは下記の通りになります。

マイナ保険証をお持ちでない方

マイナ保険証をお持ちでない方には保険証に代わる「**資格確認書※**」という紙の証書を交付します。(扶養増加申請提出後、お手元に届くまでには2週間程度時間がかかります。)

※「資格確認書」について

- ・「紙(ハガキサイズ)」での交付になります。
- ・余白部分をご自身で切り取りご使用ください。
- ・紛失等による再交付には手数料1,000円がかかります。
- ・資格確認書には有効期限が定められています。

※有効期限後の取り扱いについては、国から示されていないので、現段階では未定です。
更新時には申請が必要になる可能性もあるため、有効期限が切れる前には健保HPでご案内を予定していますので、ご確認ください。

マイナ保険証に切り替えいただける方は、下記の手続きを参考にマイナ保険証の準備をお願いいたします。

手続きは
簡単!

マイナンバーカードを保険証として 利用できるようにするための手続きは?

＼ 保険証利用登録はコチラでできます /



●マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずマイナンバーカードを取得しましょう

マイナンバーカード
の申請はコチラ



マイナンバーカードの健康保険証利用に関するお問合せはこちら

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間(年末年始を除く)
平日:9時30分~20時00分 土日祝:9時30分~17時30分

詳細は厚生労働省のwebサイトでもご確認ください ▶

マイナンバーカード 保険証利用

検索



被扶養者が認定基準を満たさなくなった場合は、被扶養者資格の喪失手続きが必要になります。
認定基準については、健保HP [扶養家族に関する手続き](#)をご確認ください。